

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件

(平成十四年三月二十五日文科科学省告示第五十三号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

昭和五十六年十一月二十四日科学技術庁告示第二十三号(補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める告示)及び昭和六十年三月五日文部省告示第二十八号(補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間)は、廃止する。

(処分を制限する財産)

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下「補助金等適正化法施行令」という。)第十三条第四号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

二 補助金等適正化法施行令第十三条第五号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産(補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。)で取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

(処分制限期間)

三 補助金等適正化法施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産について、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間(年)
	施設設備等の分類	財産の名称・構造等	

政府開発援助ユネスコ活動費補助金	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇
民間社会教育活動振興費補助金	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七
国立行政法 人国立科学博物館施設整備費補助金	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三四
国立行政法 人国立女性教育会館施設整備費補助金	飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	四一
放送大学学園補助金	旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三九
放送大学学園施設整備費補助金	その他のもの	三九
へき地児童生徒援助費等補助金	店舗用のもの	三九
学校教育設備整備費等補助金	病院用のもの	三九
教員研修事業費等補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
教育研修活動費補助金	公衆浴場用のもの	三一
大学改革推進等補助金	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
独立行政法人教員研修	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影	

センター施設整備費補助金	響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四	私立大学等研究設備整備費等補助金	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二四	私立学校施設整備費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四
国立大学法人施設整備費補助金	その他のもの	三二	私立学校建物其他災害復旧費補助金	公衆浴場用のもの	三〇
国立大学法人船舶建造費補助金	倉庫事業の倉庫用のもの	二二	研究拠点形成費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
公立学校等施設整備費補助金	冷蔵倉庫用のもの	二二	地域先端科学技術基盤施設整備費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二
公立学校施設整備費補助金	その他のもの	三八	地域科学技術振興事業費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
公立学校施設整備費負担金	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作	五	産学官連携イノベーション創出事業費補助金	倉庫事業の倉庫用のもの	
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金	れんが造、石造又はブロック造のもの		科学研究費補助金	冷蔵倉庫用のもの	二〇
公立諸学校建物其他災害復旧費負担金	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一	種子島周辺漁業対策事業費補助金	その他のもの	三〇
日本私立学校振興・共済事業団補	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八	国際宇宙ステーション開発費補助金	その他のもの	三四
校振興・共済事業団補		三八	宇宙開発事業団研究費補助金	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限り。）	
				事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八

宇宙開発事業団施設整備費補助金	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四	法人理化学研究所施設整備費補助金	その他のもの	三一
日本原子力研究所補助金	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三二	原子力平和利用研究促進独立行政法人理化学研究所施設整備費補助金	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	三〇
日本原子力研究所研究費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一	独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費補助金	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七
日本原子力研究所施設整備費補助金	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九	独立行政法人防犯科学技術研究所施設整備費補助金	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
核燃料サイクル開発機構補助金（一般会計予算に限る。）	公衆浴場用のもの	二七	独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
核燃料サイクル開発機構研究費補助金（一般会計予算に限る。）	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費補助金	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
核燃料サイクル開発機構研究費補助金（一般会計予算に限る。）	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二〇	独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費補助金	公衆浴場用のもの	一九
核燃料サイクル開発機構研究費補助金（一般会計予算に限る。）	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五	独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費補助金	その他のもの		地方スポーツ振興費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
科学技術振興独立行政	倉庫事業の倉庫用のもの		政府開発援助		
	冷蔵倉庫用のもの	一九			
	その他のもの	二六			

助民間スポーツ振興費等補助金	民間スポーツ振興費等補助金	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費補助金	独立行政法人国立青年の家施設整備費補助金	独立行政法人国立少年自然の家施設整備費補助金	アイヌ文化振興等事業費補助金	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金
----------------	---------------	----------------------------	-----------------------------------	----------------------	------------------------	----------------	-------------------------	------------------

その他のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限り。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	
二四		二二	一九	一九	一九	一七	一五		二二		一四	一七

国宝重要文化財等保存活用施設整備費補助金	史跡等購入費補助金	独立行政法人国立博物館施設整備費補助金	電源立地等推進対策補助金	電源立地地域対策交付金	電源立地等推進対策交付金	原子力施設等防災対策等交付金	核燃料サイクル開発機構補助金（電源開発促進対策特別会計予算に限る。）	核燃料サイクル開発機構研究費補助金（電源開発促進対策特別会計予算に限る。）	核燃料サイクル
----------------------	-----------	---------------------	--------------	-------------	--------------	----------------	------------------------------------	---------------------------------------	---------

木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
	二四	二二	二〇	一七	一七	二二		九		一五		二二

クル開発機  
構施設整備  
費補助金  
(電源開発  
促進対策特  
別会計予算  
に限る。)

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五
公衆浴場用のもの	一一
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	一七
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四 一〇
簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもの、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇

建物附属設備	掘立造のもの及び仮設のもの	七
電気設備(照明設備を含む。) 蓄電池電源設備 その他のもの	一五 六	一五
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五	一五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	一三	一五
冷暖房設備(冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの)	一七	一三
その他のもの	一七	一五
昇降機設備	一八	一七
エレベーター	一八	一七
エスカレーター	一八	一七
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	一八	一七
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	一八	一七
アーケード又は日よけ設備	一八	一七
主として金属製のもの	一八	一七
その他のもの	一八	一七
店用簡易装備	一八	一七
可動間仕切り	一八	一七
簡易なもの	一八	一七
その他のもの	一八	一七
開発研究用のもの	一八	一七

汽力発電用のもの（岸壁、 池、調整池及び水路に限 る。）	発電用又は送配電用のもの 水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限 る。）	その他のもの 軌条及びその附属品並びに まくら木	その他のもの その他の鉄道用又は軌道用の もの	その他のもの	電路設備	停車場設備	鉄柱、鉄塔、コンクリー ト柱及びコンクリート塔	トンネル	鉄筋コンクリート造の もの	線路設備	鉄道業用又は軌道業用のもの	構築物	建物の全部又は一部を低温 室、恒温室、無響室、電磁 しゃへい室、放射性同位元 素取扱室その他の特殊室に するために特に施設した建 物附属設備	前掲のもの以外のもの及び前 掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	その他のもの
													五	一八	一〇	
五七	三〇	一五	一九	四五	三二	六〇										

鉄筋コンクリート柱	その他のもの	円筒空中線式のもの	铁塔及び鉄柱	放送用又は無線通信用のもの	その他の線路設備	地中電線路	その他のもの	光ファイバー製のもの	通信ケーブル	電気通信用のもの	地中電線路	添架電話線	引込線	配電線	木柱	鉄筋コンクリート柱	铁塔及び鉄柱	配電用のもの	塔、柱、がい子、送電 線、地線及び添加電話線	地中電線路	送電用のもの	さん橋、堤防、防波堤、煙 突、その他汽力発電用のも のをいう。）
																						四一
四二	四〇	三〇			二二	二七	一三	一〇			二五	三〇	二〇	三〇	一五	四二	五〇	三六	二五			

煙突（高さが70メートル以上のものに限る。）	一五	れんが造のもの コンクリート造又は金属造のもの	二〇	れんが造のもの	二〇	木造又は合成樹脂造のもの	一〇	ばい煙処理用のもの 槽、塔、水路及び貯水池 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	三〇	その他のもの	一〇	金属造のもの	二〇	コンクリート造又は石造のもの	三〇	広告用のもの	一〇	木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	一〇
------------------------	----	----------------------------	----	---------	----	--------------	----	--	----	--------	----	--------	----	----------------	----	--------	----	------------------------------	----

工場緑化施設	七	緑化施設及び庭園	三〇	その他のもの	一五	主として木造のもの	一〇	その他のもの	一五	児童用のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他 の遊戯用のもの	一〇	その他のもの	一五	水泳プール	三〇	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三〇	水泳プール	三〇	その他のもの	一〇	屋外照明設備	一〇	ネット設備	一五	主として木造のもの	一〇	主として鉄骨造のもの	三〇	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの スタンド	一〇	鉄筋コンクリート造のもの の 金属造のもの	三〇
--------	---	----------	----	--------	----	-----------	----	--------	----	---	----	--------	----	-------	----	--------------------------------------	----	-------	----	--------	----	--------	----	-------	----	-----------	----	------------	----	-------------------------------	----	--------------------------------	----	-----------------------------	----

その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれる ものを除く。)	二〇
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック 敷、れんが敷又は石敷のも の	一五
アスファルト敷又は木れん が敷のもの	一〇
ビチューマルス敷のもの	三
農林業用のもの	
主としてコンクリート造、 れんが造、石造又はブロッ ク造のもの	
果樹又はホップだな、斜 降索道設備及び牧さく (電気牧さくを含む。)	一七
その他のもの	二〇
主として金属造のもの	
斜降索道設備	一三
その他のもの	一五
主として木造のもの	五
土管を主としたもの	一〇
その他のもの	八
開発研究用のもの	
風どう、試験水そう及び防 壁	五
ガス又は工業薬品貯そう、 アンテナ、鉄塔及び特殊用 途に使用するもの	七

前掲 のもの の以 外の もの	鉄骨鉄筋コンクリート 造又は鉄筋コンクリー ト造のもの	七五
	トンネル	六〇
	橋	
	岸壁、さん橋、防壁 (爆発物用のものを 除く。)、堤防、防 波堤、塔、やぐら、 上水道、水そう及び 用水用ダム	五〇
	サイロ	三五
	下水道、煙突及び焼 却炉	三五
	高架道路、製塩用ち んでん池、飼育場及 びへい	三〇
	爆発物用防壁及び防 油堤	二五
	造船台	二四
	放射性同位元素の放 射線を直接受けるも の	一五
	その他のもの	六〇
	コンクリート造又はコ ンクリートブロック造 のもの	
	やぐら及び用水池	四〇
	サイロ	三四
	岸壁、さん橋、防壁 (爆発物用のものを 除く。)、堤防、防 波堤、トンネル、上	



水道及び水そう	三〇
下水道、飼育場及び へい	一五
爆発物用防壁	一三
引湯管	一〇
鉱業用廃石捨場	五
その他のもの	四〇
れんが造のもの	
防壁（爆発物用のも のを除く。）、堤 防、防波堤及びトン ネル	五〇
煙突、煙道、焼却 炉、へい及び爆発物 用防壁	
塩素、クロールス ルホン酸その他の 著しい腐食性を有 する気体の影響を 受けるもの	七
その他のもの	二五
その他のもの	四〇
石造のもの	
岸壁、さん橋、防壁 （爆発物用のものを 除く。）、堤防、防 波堤、上水道及び用 水池	五〇
下水道、へい及び爆 発物用防壁	三五
その他のもの	五〇
土造のもの	

防壁（爆発物用のも のを除く。）、堤 防、防波堤及び自動 車道	四〇
上水道及び用水池	三〇
下水道	一五
へい	二〇
爆発物用防壁及び防 油堤	一七
その他のもの	四〇
金属造のもの	
橋（はね上げ橋を除 く。）	四五
はね上げ橋及び鋼矢 板岸壁	二五
サイロ	二二
送配管	
鑄鉄製のもの	三〇
鋼鉄製のもの	一五
ガス貯そう	
液化ガス用のもの	一〇
その他のもの	二〇
薬品貯そう	
塩酸、ふっ酸、発 煙硫酸、濃硝酸そ の他の発煙性を有 する無機酸用のも の	八
有機酸用又は硫	

船舶																	
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九	酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	水そう及び油そう	鑄鉄製のもの	鋼鉄製のもの	飼育場	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	その他のもの	合成樹脂造のもの	木造のもの	橋、塔、やぐら及びドック	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	飼育場	その他のもの	前掲以外のもの	主として木造のもの	その他のもの
	一〇	一五	二五	一五	一五	一五	一〇	四五	一〇	一五	一五	一〇	七	一五	一五	一五	五〇

鋼船	条までの適用を受ける鋼船	漁船	総トン数が五百トン以上のもの	総トン数が五百トン未満のもの	油そう船	総トン数が二千トン以上のもの	総トン数が二千トン未満のもの	その他のもの	総トン数が二千トン以上のもの	総トン数が二千トン未満のもの	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	漁船	その他のもの	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びオーバクラフト	その他のもの
	一二	九	一三	一一	一五	一四	一〇	六	九	七	八	八	八	七	七	八	八

前掲のもの以外のもの	その他のもの が二リットル以下のものをいう。 小型車（じんかい車及びし尿車にあっては積載量が二トン以下、その他のものには総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	発電船及びとう載漁船 ひき船 その他のもの 木船 とう載漁船 動力漁船及びひき船 その他のもの その他のもの モーターボート及びとう載漁船 その他のもの	八 一〇 一二 四 六 八 四 五
		車両及び運搬具 特殊自動車 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 四 五	八 一〇 一二 四 六 八 四 五

治具及び取付工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） その他のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの 二輪又は三輪自動車 自転車 鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車 金属製のもの 金属製のもの その他のもの フォークリフト トロッコ 金属製のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	四 四 七 四 四 七 二 三 六 五 四 四
		工具 測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） その他のもの	四 七 三 五 四 四 七 二 三 六 五 四 四

器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	その他のもの	その他のもの	白金ノズル	その他のもの	前掲の区分によらないもの	その他の主として金属製のもの	その他のもの	開発研究用のもの	金属製柱及びビカッペ	切削工具	その他のもの	型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び铸造用型	その他のもの	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	金属圧延用のもの	ロール
八	一五	八	四	八	三	一三	三	四	三	二	三	二	三	二	三	四	三	四		

物	じゅうたんその他の床用敷	する繊維製品	具、丹前その他これらに類する織維製品	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する織維製品	（電気式のものを除く。）	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	はガス機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	冷房用又は暖房用機器	冷房用又は暖房用機器	響機器	ープレコーダーその他の音響機器	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	接客業用のもの	その他のもの	その他の家具	その他のもの	その他のもの	陳列だな及び陳列ケース	児童用机及びいす	ベット	その他のもの	接客業用のもの	応接セット
三	四	六	六	五	八	一五	五	八	六	五	八	八	八	五	八	八	五	八	八	五	五	八	八	五	五	五	五

小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
その他のもの	六
室内装飾品	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
食事又はちゆう房用品	
陶磁器製又はガラス製のもの	二
その他のもの	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
事務機器及び通信機器	
膳写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書用のもの	三
その他のもの	五
電子計算機	
パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	四
その他のもの	五
複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五

その他の事務機器	五
テレタイプライター及びフ	
アクシミリ	五
インターホーン及び放送用設備	六
電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
その他のもの	一〇
時計、試験機器及び測定機器	
時計	一〇
度量衡器	五
試験又は測定機器	五
光学機器及び写真製作機器	
オペラグラス	二
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
看板及び広告器具	
看板、ネオンサイン及び気球	三
マネキン人形及び模型	二
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五
容器及び金庫	

ポンベ	六
溶接製のもの	六
鍛造製のもの	八
塩素用のもの	一〇
その他のもの	七
ドラムかん、コンテナーその他の容器	七
大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	三
その他のもの	二
金属製のもの	五
金庫	二〇
手さげ金庫	五
その他のもの	二〇
理容又は美容機器	五
医療機器	五
消毒殺菌用機器	四
手術機器	五
血液透析又は血しよう交換用機器	七
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練器	六
調剤機器	六
歯科診療用ユニット	七

光学検査機器	六
ファイバースコープ	八
その他のもの	六
その他のもの	八
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	四
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	六
その他のもの	三
その他のもの	五
陶磁器製又はガラス製のもの	一〇
主として金属製のもの	五
その他のもの	五
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	五
ご、しようぎ、まあじやん、その他の遊戯具	三
スポーツ具	三
劇場用観客いす	三
どんちよう及び幕	二
衣しよう、かつら、小道具及び大道具	二
その他のもの	一〇
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五

貸付業用のもの	二	その他のもの	一五
茶樹	三五	動物	
いちじく樹	一〇	牛	
すもも樹	一五	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	五
あんず樹	二〇	種付用	三
かき樹	三五	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	六
梅樹	二五	その他用	八
くり樹	二五	その他用	三
びわ樹	三〇	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	七
桜桃樹	二〇	馬	
桃樹	一二	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	四
なし樹	二〇	その他用	六
その他	一二	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	四
温室ぶどう	一〇	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	四
甲州ぶどう	一五	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	四
ぶどう樹		種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	四
その他	二九	種付用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	五
わい化りんご	二〇	種付用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	五
りんご樹		種付用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	五
その他	三五	種付用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	五
温州みかん	四〇	種付用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	五
かんきつ樹		種付用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	五
植物		種付用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	五
生物		種付用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	五

水産練製品、つくだ煮、寒天 その他の水産食料品製造設備	市乳処理設備及び発酵乳、乳 酸菌飲料その他の乳製品製造 設備（集乳設備を含む。）	鶏卵処理加工又はマヨネーズ 製造設備	機械及 び装置 食肉又は食鳥処理加工設備	魚類	鳥類	その他のもの	開発研究用のもの	試験又は測定機器、計算機 器、撮影機及び顕微鏡	前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを 含む。）、磁気テープ及び レコード	シート及びロープ	漁具	葬儀用具	楽器	自動販売機（手動のものを 含む。）	焼却炉	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの
				八	九	八	九	五	一〇	五	五	五	三	三	二	二	四	八	四

つけ物製造設備	トマト加工品製造設備	その他の果実又はそ菜処理加 工設備	かん詰又はびん詰製造設備	化学調味料製造設備	味そ又はしょう油（だしの素 類を含む。）製造設備	食酢又はソース製造設備	その他の調味料製造設備	精穀設備	豆腐類、こんにやく又は食ふ 製造設備	その他の豆類処理加工設備	その他の農産物加工設備	粗製でん粉貯そう	その他の設備	砂糖製造設備	砂糖精製設備	水あめ、ぶどう糖又はキャラメ ル製造設備	パン又は菓子類製造設備	荒茶製造設備	再製茶製造設備	清酒、みりん又は果実酒製造 設備	その他の酒類製造設備
七	八	九	八	七	九	八	九	一〇	八	九	二五	一二	一〇	一三	一〇	九	八	一〇	一二	一〇	



その他の設備	圧縮用電極板	染色整理又は仕上設備	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	織物設備	ねん糸業用又は糸（前掲のものを除く。）製造業用設備	合成繊維かさ高加工糸製造設備	紡績設備	繭乾燥業用設備	その他の設備	自動繰糸機	生糸製造設備	その他の食料品製造設備	その他の飼料製造設備	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	その他の設備	結氷かん及び凍結さら	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	造設備を含む。）	動物物油脂製造又は精製設備（マーガリン又はリンター製造設備を含む。）	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備（医薬用ものを除く。）
七	三	一〇	一〇	一一	八	一〇	一三	一〇	七	一六	一〇	九	一三	三	一二	九				

写真製版業用設備	印刷設備	その他の紙製品製造設備	パルプ製造設備	木材防腐処理設備	その他の木製品製造設備	単板又は合板製造設備	チップ製造業用設備	その他の設備	製材用自動送材装置	製材業用設備	その他の設備	動力伐採機	可搬式造林、伐木又は搬出設備	縫製品製造業用設備	塗装布製造設備	その他の設備	レース製造設備	ラッセルレース機	網、網又はひも製造設備	フェルト又はフェルト製品製造設備	不織布製造設備	整経又はサイジング業用設備
七	一〇	一〇	一二	一三	一〇	九	八	一二	八	六	三	七	一四	一四	一二	一〇	一〇	九	一〇	九	一〇	

銅、鉛又は亜鉛製錬設備	その他の鉄鋼業用設備	鉄鋼熱間圧延設備	製鋼設備	純鉄又は合金鉄製造設備	製銑設備	その他の設備	その他の炉	トンネルがま	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	その他の設備	溶解炉	るつぼ炉及びデータンク炉	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。）	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	石けん製造設備
九	一五	一四	一四	一〇	一四	一二	八	七		九	一三	三		一一	七	七	九	九

アルミニウム製錬設備	ねじ製造業用設備	その他のめつき又はアルマイト加工設備	核燃料物質加工設備	金属加工機械製造設備	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	その他の産業用機器又は部品若しくは附属品製造設備	プリント配線基板製造設備	自動車分解整備業用設備	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備	真空蒸着処理業用設備	水産物養殖設備	竹製のもの	その他のもの	漁ろう用設備	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	その他の建設工業設備	排砂管及び可搬式コンベヤ	ジーゼルパイルハンマー	アスファルトプラント及び
一二	一〇	七	一一	一〇	一〇	一三	六	一三	一四	八	八		二	四	七	五		三	四	

ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	蓄電地電源設備	内燃力又はガスタービン発電設備	汽力発電設備	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	ラジオ又はテレビジョン放送設備	その他の設備	アナログ交換設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	国際電気通信事業用設備	その他の設備	くん蒸設備	移動式荷役設備	ガソリンスタンド設備	洗車業用設備	その他の設備	カメラ	測量業用設備	その他の設備	バッチャープラント
九	六	一五	一五	九	六	七	一六	六		一二	一〇	七	八	一〇	七	五		七	六

その他のもの	歩行型トラクター	トラクター	内燃機関、ボイラー及びポンプ	電動機	農林業用のもの	管及び放出筒を含む。）	装置と一体と認められる排気	ばい煙処理用機械及び装置（金属製のもので、機械及び	汚水処理用機械及び装置	上水道又は下水道業用設備	種苗花き園芸設備	その他の写真現像焼付設備	天然色写真現像焼付設備	その他の設備	撮影又は録音設備	照明設備	映画製作設備（現像設備を除く。）	電光文字設備	故紙梱包設備	その他の設備	かま、温水器及び温かん	公衆浴場設備
八	五	八	一〇	七	一二	七	一〇	八	六	八	六	三	一〇	七	八	三						

耕うん整地用機具	五
耕土造成改良用機具	五
栽培管理用機具	五
防除用機具	五
穀類収穫調製用機具	
自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター	五
その他のもの	八
飼料作物収穫調製用機具	
モアア、ヘーコンディシヨナー（自走式のものを除く。）、ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーベスター（自走式のものを除く。）、ヘーベローラー（自走式のものを除く。）、ヘープレス、ヘーローダー、ヘードライヤー（連続式のものを除く。）、ヘーエレベーター、フォレージプロアー、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機	五
その他のもの	八
果樹、野菜又は花き収穫調製用機具	
野菜洗浄機、清浄機及び掘取機	五
その他のもの	
その他の農作物収穫調製用機具	八
い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機	五
その他のもの	八
農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。）、花苳織機及び畳表織機	五
その他のもの	八
家畜飼養管理用機具	
自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機	五
その他のもの	八
養蚕用機具	
条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし	五
その他のもの	八
運搬用器具	四
造林又は伐木用機具	
自動穴掘機、自動伐木機	

及び動力刈払機	三	その他のもの	六	その他のもの	四	生しいたけ栽培用のもの	二	その他のもの	五	乾燥用バーナー	五
その他のもの	六	その他のもの	七	その他のもの	四	主として金属製のもの	一〇	その他のもの	五	開発研究用のもの	五
その他のもの	六	その他のもの	七	その他のもの	四	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七	その他のもの	四	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	七
その他のもの	八	主として金属製のもの	一七	その他のもの	八						

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。